

経営者のみなさまへ

―拡声機の使用は時間・音量等を守りましょう―



商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限

商業宣伝を目的とした拡声機の使用については、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）で定める使用場所、使用時間、使用方法や音量を守ってください。

■使用禁止場所（条例第96条第1項・同条第3項、条例施行規則第64条・第67条）

次のような場所での拡声機の使用は禁止されています。

•学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び

　幼保連携型認定こども園の敷地の周囲３０メートルの区域内の地域

•幅員が４メートル未満の道路

•地上１０メートル以上の箇所

**使用禁止場所以外のところで拡声機を使う場合にも、次のような規制があります。**

■使用禁止時間（条例施行規則第67条）

午後８時から翌日の午前９時（日曜日その他の休日は、午前１０時）までの間は、　　　　拡声機の使用が禁止されています。

■使用方法（条例施行規則第67条）

同一場所において拡声機を使用する場合にあっては、拡声機の１回の使用時間は１０分以内とし、１回につき１０分以上、休止しなければなりません。

■規制の基準（条例施行規則第67条）

拡声機から発する音の大きさが、その拡声機の直下の地点から１０メートル離れた場所において、次の表に掲げる値を超えないようにしてください。

（単位：デシベル）

|  |  |
| --- | --- |
| 地域区分 | 規制基準 |
| 第１・２種低層住居専用地域、田園住居地域 | 55 |
|
| 第１・２種中高層住居専用地域、第１・２種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域 | 60 |
|
| 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 | 70 |
|
| 工業地域、工業専用地域の一部 | 75 |

　＜拡声機に係る規制のお問い合わせ先＞　市町村環境担当課

航空機宣伝放送の規制

航空機による商業宣伝放送を行う場合には、次のことを守ってください。（条例第96条第2項、条例施行規則第65条）

•午後５時から翌日の午前９時（日曜日その他の休日は午前１０時）までの間は拡声機を使用しない。

•同じ地域の上空で航空機を３回以上旋回させながら拡声機を使用しない。

•病院、学校、図書館にスピーカーを向けて拡声機を使用しない。

•電力増幅器（アンプ）からスピーカーに加えられる最大入力が３０ワットを超える　　　拡声機を使用しない。

　＜航空機宣伝放送の規制のお問い合わせ先＞　大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

罰則等

■警告及び命令（条例第99条）

条例や同施行規則の規定に違反して拡声機が使用されている場合、警告・命令を受けることがあります。

■罰則（条例第114条第11号）

上記の命令に従わない場合には３カ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金が科されます。

商業宣伝以外の拡声機の使用について

商業宣伝以外の目的で拡声機を使用する場合にも、災害時や選挙運動等のための使用を除き、周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければなりません。（条例第96条第4項）

拡声機を使用するときは、こんなことに注意しましょう

◆音が大き過ぎませんか？

◆よい音質ですか？

◆放送内容は簡潔で、話し方にも気をつけていますか？

◆放送をしつこく繰り返していませんか？

◆放送時間は長すぎませんか？

◆放送する時間帯に気をつけていますか？

◆放送する場所に気をつけていますか？

◆スピーカーの位置、向きや高さに気配りしていますか？

◆マイク、アンプ、スピーカー等は上手に選んでいますか？

最新の情報は大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課のホームページでご確認いただけます。https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/index.html



環境農林水産部環境管理室事業所指導課

〒559-8555　大阪市住之江区南港北1－14－16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21階

Tel 06-6210-9588

令和元年9月発行